

2007年1月

全国の50～79歳の男女768名に聞いた 『中高年者の遺産相続に関する調査』

～親から遺産相続した人は2割、父親から相続した金融資産は平均778万円、男性の金融資産残高は平均1,702万円～

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）のシンクタンク、（株）第一生命経済研究所（社長 石嶺 幸男）では、全国に居住する50～79歳の男女768名を対象に、標記についてのアンケート調査を実施いたしました。

この程、その調査結果がまとまりましたのでご報告いたします。

《調査結果のポイント》

親を亡くした年齢 (P2)

- 父親死亡時の自分の年齢は、「50歳以上」が約3割と最も多く、平均年齢は「39.1歳」。
- 母親死亡時の自分の年齢は、「50歳以上」が半数と最も多く、平均年齢は「46.4歳」。

親を亡くしたときに遺産を相続した人 (P3～4)

- 父親死亡時、または母親死亡時に、遺産を相続した人は、2割強。
- 父親からの遺産は男性の方が、母親からの遺産は女性の方が、相続した人は多い。
- 居住用不動産を相続した人は1割未満、金融資産を相続した人は2割弱。
- 金融資産を相続した人は、男性よりも女性の方が多く。

相続した金融資産の金額 (P5～6)

- 父親からの遺産額の平均は778万円、母親からの遺産は631万円と、父親の方が多く。
- 最も多い金額は「200万円未満」で、父親からは34%、母親からは42%の人が相続している。
- 父親からの遺産額の平均は「一人っ子」886万円、「長子」850万円、「次子以降」728万円。
- 母親からの遺産額の平均は「一人っ子」1,300万円、「長子」555万円、「次子以降」575万円。

個人の金融資産残高 (P7)

- 平均金額は、男性1,702万円、女性1,354万円と男性の方が多く、死別した夫からの相続効果もあり、女性もかなりの金額を保有している。
- 男女ともに「100～500万円未満」が最も多く、約4分の1が該当する。

子どもへの資産の残し方 (P8～9)

- 「資産は生きているうちに適度に使い、残った分を遺産相続させたい」が4分の3と最も多い。
- 資産の配分方法は、「ほぼ均等に分けたい」(57%)が最も多く、次いで「介護など親の面倒をみた子どもに多く分けたい」(34%)が続く。

＜お問い合わせ先＞

(株)第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部
研究開発室 広報担当 (丹野・新井)
TEL. 03-5221-4771
FAX. 03-3212-4470

【アドレス】<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi>

☆本報告書は、当研究所から隔月発行している『ライフデザインレポート』1-2月号をもとに作成したものです。レポートご希望の方は、左記の広報担当、またはホームページからお申し込みください。

《アンケート調査の実施概要》

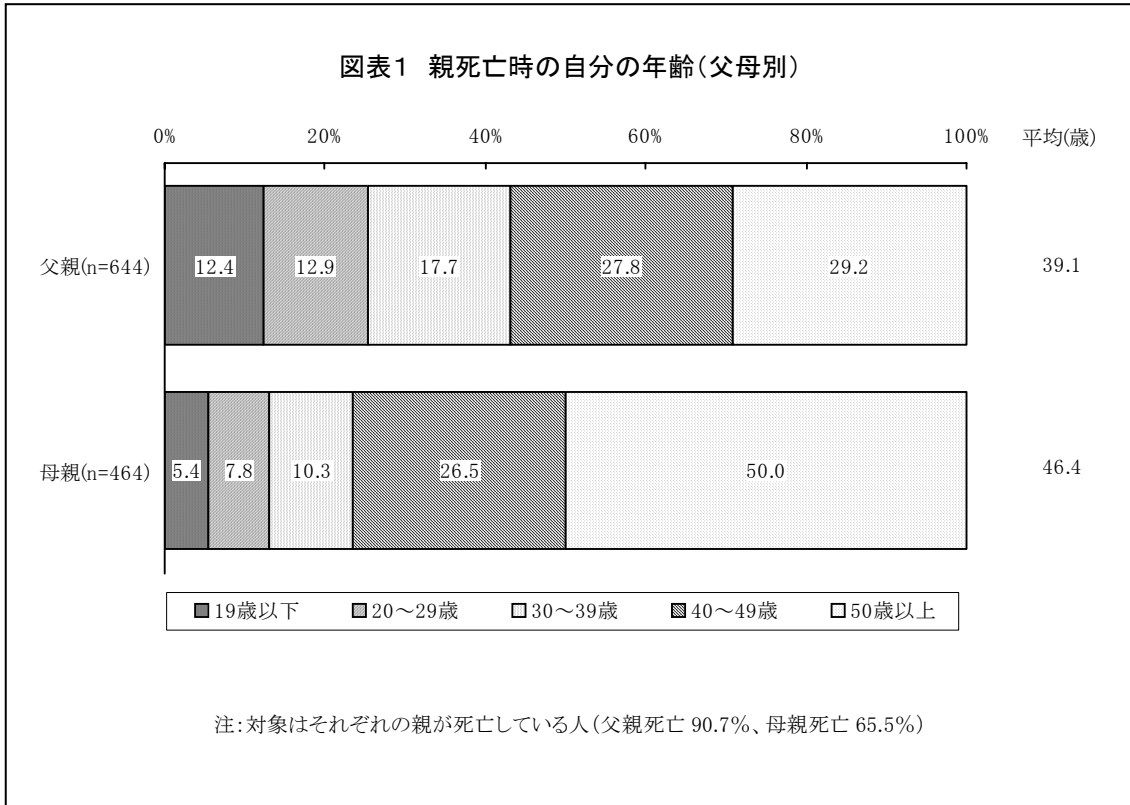
1. 調査地域と対象 全国に居住する 50～79 歳の男女
2. サンプル数 768 名
3. サンプル抽出方法 第一生命経済研究所生活調査モニター
4. 調査方法 質問紙郵送調査法
5. 実施時期 2005 年 10～11 月
6. 有効回収数(率) 715 名 (93.1%)
7. 回答者の属性

(単位:人)

	年代別				未既婚別			計
	50代	60代	70代	不明	既婚	死別	離別	
男性	105	116	71	0	236	25	31	292
女性	153	198	68	4	234	108	81	423
計	258	314	139	4	470	133	112	715

自分が何歳のときに親を亡くしたか？

父親を亡くしたのは、約3割が「50歳以上」のときで、平均年齢は「39.1歳」。
母親を亡くしたのは、半数が「50歳以上」のときで、平均年齢は「46.4歳」。



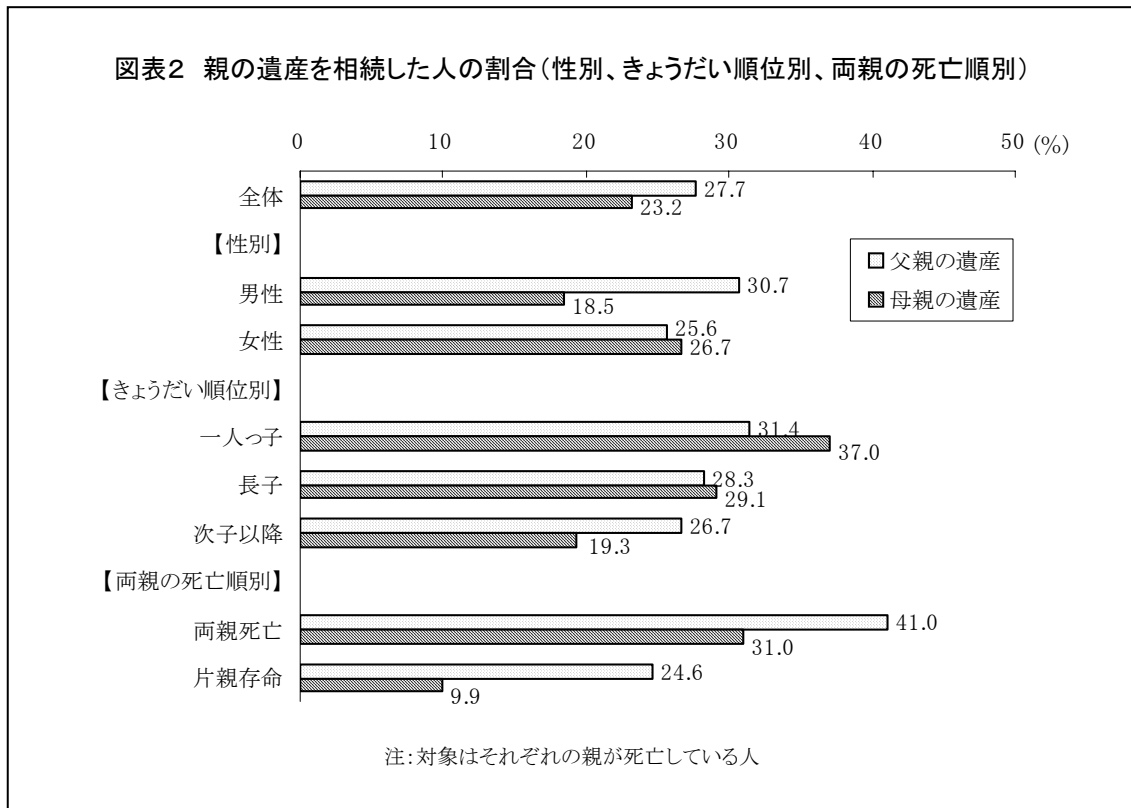
父親と母親それぞれが死亡している人を対象に、自分が何歳のときに親を亡くしたか、を尋ねました。

その結果、父親死亡時の自分の年齢については、「50歳以上」(29.2%)のときが約3割と最も多いことがわかりました。また、次いで多いのは「40~49歳」(27.8%)で、平均年齢は「39.1歳」でした。

一方、母親死亡時の自分の年齢については、「50歳以上」(50.0%)のときが半数と最も多いことがわかりました。また、次いで多いのは父親同様「40~49歳(26.5%)」で、平均年齢は「46.4歳」と、父親よりも遅いことがみてとれます。

親が死亡したときに遺産を相続したか？①

父親の遺産、母親の遺産、ともに2割強の人が相続しており、
父親の遺産は男性(息子)、母親の遺産は女性(娘)の割合が高い。



親が死亡したときに、親からの遺産を相続したかどうか、を尋ねました。

その結果、父親と母親にはそれほど差がなく、父親死亡時には27.7%の人が、母親死亡時には23.2%の人が遺産を相続していることがわかりました。

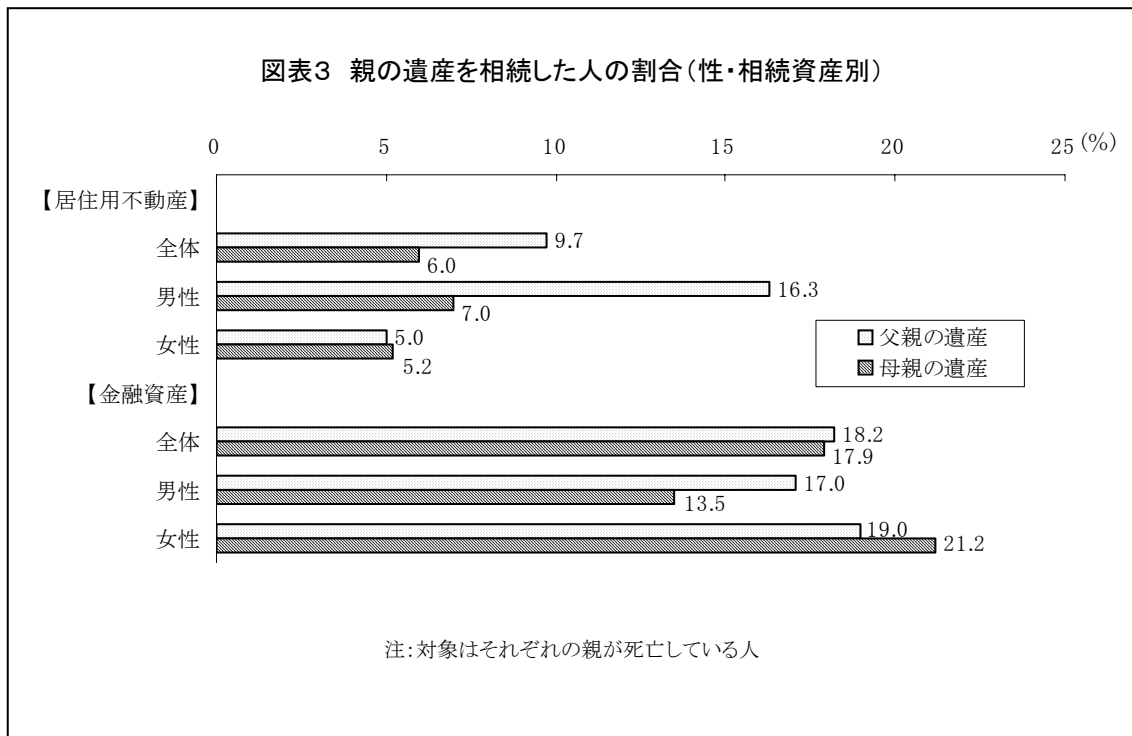
性別にみると、父親の遺産を相続した人の割合は、男性では30.7%に達しているのに対し、女性では25.6%でした。また、母親の遺産を相続した人は、男性では18.5%に過ぎないのに対し、女性では26.7%でした。父親死亡の場合は男性(息子)で、母親死亡の場合は女性(娘)で相続する人の割合は高いことがみてとれます。

きょうだい順位別にみると、父親死亡の場合も母親死亡の場合も、「一人っ子」、「長子」、「次子以降」の順に遺産を相続した人が多いことがわかりました。

親の死亡順が相続した人の割合に影響するのではないかと考え、片方の親が存命のときに相続が発生した場合と、両方の親が死亡したときに相続が発生した場合に分けて、相続した人の割合をみました。これによると、両方の親が死亡したときの方が相続した人の割合が明らかに高くなっており、父親の遺産では、母親が存命(片親存命)の場合は24.6%しか相続していないのに対し、母親も既に死亡している(両親死亡)場合には41.0%が相続していました。つまり、多くの場合、片親が存命の場合、子どもには遺産がいかずに、残された方の親が相続するパターンが多いと思われる。

親が死亡したときに遺産を相続したか？②

居住用不動産を相続した人は1割未満、金融資産を相続した人は2割弱。
父親の遺産として居住用不動産を相続した人は、男性の方が多い。
その一方で、金融資産を相続した人は、男性よりも女性の方が多い。



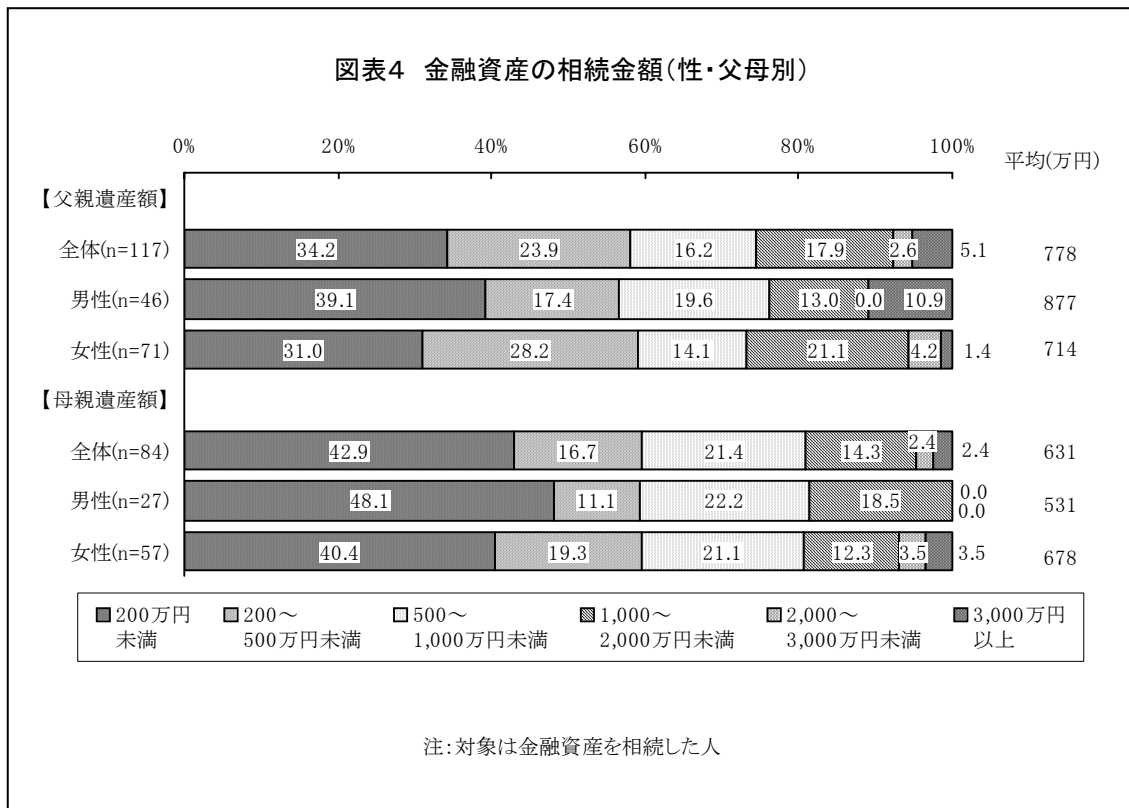
相続資産には様々なものがありますが、その中で、「居住用不動産」と「金融資産」について尋ねました。

その結果、居住用不動産については、父親の遺産として9.7%、母親の遺産として6.0%の人が相続していることがわかりました。また、金融資産については、父親の遺産、母親の遺産にかかわらず、約18%の人が相続しており、居住用不動産を相続した人よりも多いことがみてとれます。

性別にみると、居住用不動産については、父親の遺産として、男性では16.3%、女性では5.0%が相続しており、男性の方が圧倒的に多いことがわかりました。これに対して、母親の遺産としては、男性では7.0%、女性では5.2%が相続しており、性別の差はそれほど大きくはありませんでした。また、金融資産については、父親の遺産、母親の遺産にかかわらず、男性よりも女性の方が相続した人は多いことがみてとれます。

金融資産をいくら相続したか？①

父親からの遺産額の平均は 778 万円、母親からの遺産額は 631 万円と、父親からの方が多。最も多いのは「200 万円未満」で、父親からの遺産では 34%、母親からの遺産では 42%の人が相続している。



金融資産を相続した人に、いくら相続したか、その金額を尋ねました。

その結果、父親からの遺産額の平均は 778 万円、母親からの遺産額は 631 万円と、父親からの方が多いことがわかりました。

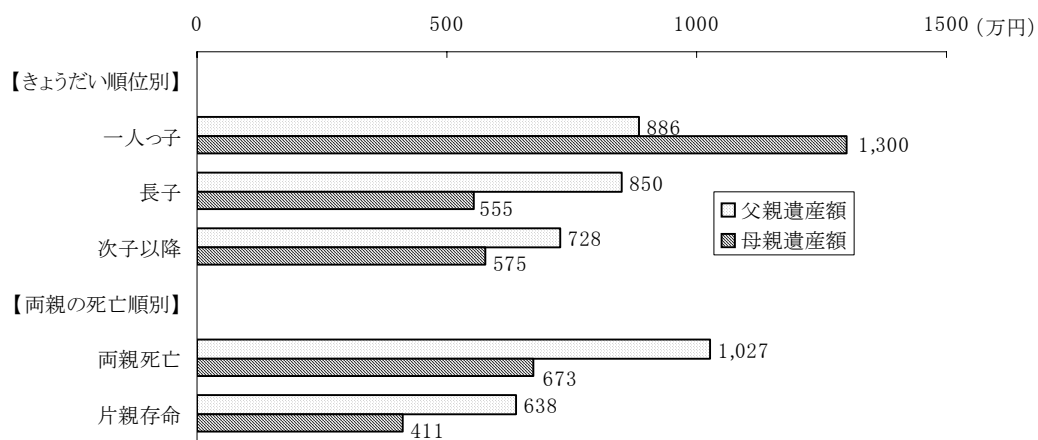
父親からの遺産額については、「200 万円未満」(34.2%) が最も多く、約 3 分の 1 を占めていました。次いで多いのは「200~500 万円未満」(23.9%) で、この両者をあわせると、6 割近く (58.1%) の人が 500 万円未満であることがわかりました。また、平均金額は、男性では 877 万円、女性では 714 万円と、男性の方が 163 万円多いこともみてとれます。

母親からの遺産額については、「200 万円未満」(42.9%) が最も多く、「200~500 万円未満」(16.7%) をあわせると、男性同様約 6 割 (59.6%) の人が 500 万円未満であることがわかりました。また、男性の平均金額 531 万円に対して女性は 678 万円と、女性の方が 147 万円も多くなっており、母親の金融資産については、男性よりも女性の方が多く相続していることがみてとれます。

金融資産をいくら相続したか？②

父親からの遺産額は、「一人っ子」(886 万円)と「長子」(850 万円)では大きな差はないが、「次子以降」(728 万円)になると少なくなる。
 母親からの遺産額は、「一人っ子」(1,300 万円)で最も多く、「長子」(555 万円)と「次子以降」(575 万円)では大きな差はない。

図表5 金融資産の平均相続金額(きょうだい順位別、両親の死亡順別)



注：対象は金融資産を相続した人

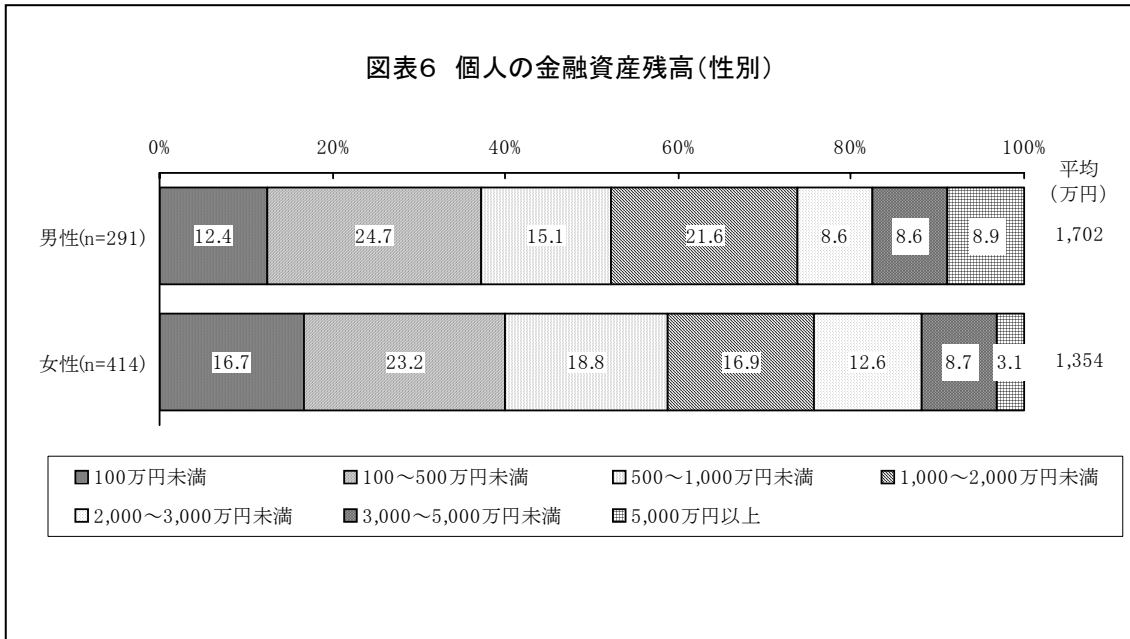
前頁に続いて、金融資産の相続金額をきょうだい順位別と両親の死亡順別にみました。

きょうだい順位別にみると、父親からの遺産額については、「一人っ子」では 886 万円、「長子」では 850 万円と、両者にそれほど大きな違いはありません。これに対して、「次子以降」では 728 万円と、「長子」との間には 122 万円の差が生じています。また、母親からの遺産額については、「一人っ子」では 1,300 万円と最も多い一方で、「長子」(555 万円)と「次子以降」(575 万円)の差はほとんどみられませんでした。

両親の死亡順別にみると、父親からの遺産額については、「片親存命(母親存命)」では 638 万円であるのに対し、「両親死亡(母親も既に死亡)」の場合は 1,027 万円と、389 万円も多くなっています。また、母親からの遺産額については、「片親存命(父親存命)」の 411 万円よりも、「両親死亡(父親も既に死亡)」の 673 万円の方が 262 万円も多くなっていました。

個人の金融資産残高

平均金額は、男性 1,702 万円、女性 1,354 万円と男性の方が多いが、死別した夫からの相続効果もあり、女性もかなりの金額を保有している。男女ともに「100～500 万円未満」が最も多く、約4分の1が該当する。



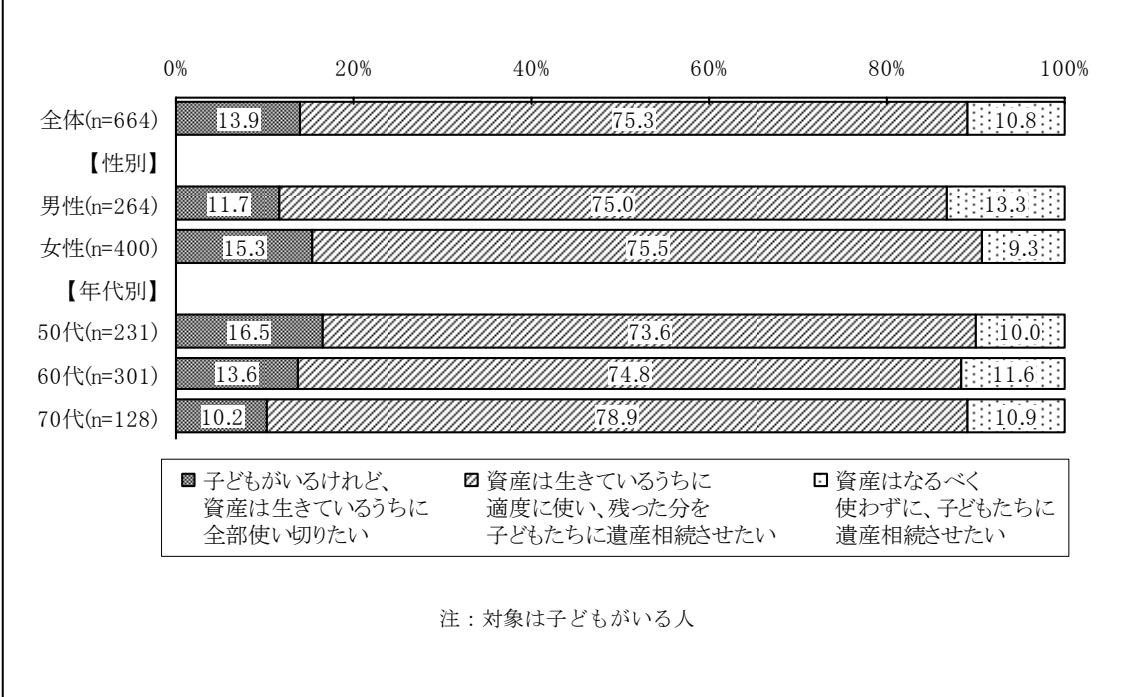
相続という行為は、個人が死亡したときに発生するため、相続財産は個人の保有している資産がその対象となります。また、それと同時に、相続する方も個々人の相続人が相続を受けるため、家計が受けるものではありません。その意味において、遺産相続の調査研究は個人に焦点を当てなければならぬと考え、個人の金融資産残高はいくらあるか、を尋ねました。

その結果、男性の金融資産残高の平均金額は 1,702 万円で、最も多いのは「100～500 万円未満」(24.7%)、次いで多いのは「1,000～2,000 万円未満」(21.6%)でした。また、女性の平均金額は 1,354 万円で、最も多いのは男性同様「100～500 万円未満」(23.2%)、次いで多いのは「500～1,000 万円未満」(18.8%)でした。これらから、相対的には、女性よりも男性の方が金融資産を多く保有していますが、死別した夫からの遺産相続の効果もあり、女性の保有額もかなり大きいことがみてとれます。

子どもへの資産の残し方

「資産は生きているうちに適度に使い、残った分を子どもたちに遺産相続させたい」(75%)が最も多い。男性では「資産はなるべく使わずに、子どもたちに遺産相続させたい」、女性では「子どもがいるけれど、資産は生きているうちに全部使い切りたい」が相対的に多い。

図表7 子どもへの資産の残し方(性別、年代別)



子どもへ資産をどの程度残したいか、といった相続意向を尋ねました。

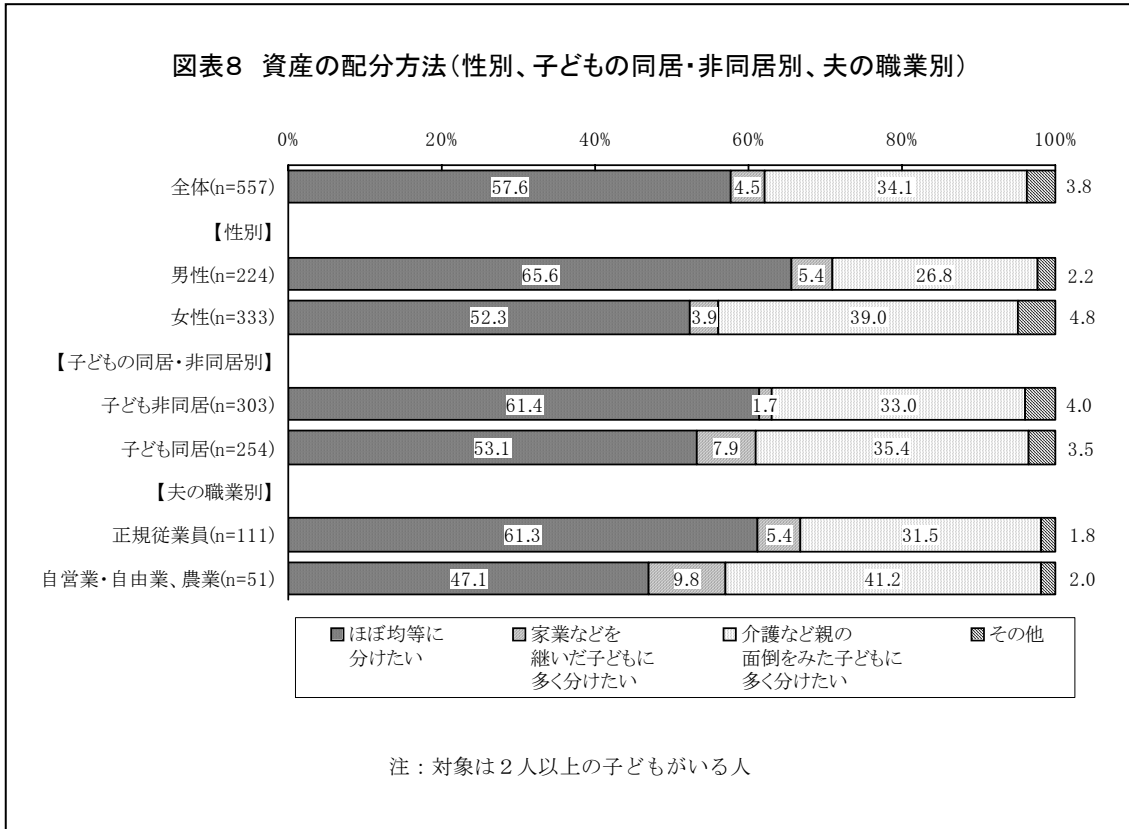
その結果、「資産は生きているうちに適度に使い、残った分を子どもたちに遺産相続させたい」(75.3%)が最も多く、4分の3にも達しました。

性別にみると、「資産はなるべく使わずに、子どもたちに遺産相続させたい」については、女性(9.3%)よりも男性(13.3%)の方が多く、反対に「子どもがいるけれど、資産は生きているうちに全部使い切りたい」については、男性(11.7%)よりも女性(15.3%)の方が多かったです。

年代別にみると、低い年代ほど「子どもがいるけれど、資産は生きているうちに全部使い切りたい」が多くなるのがみとれます。

子どもへの資産の配分方法

最も多いのは「ほぼ均等に分けたい」(57%)で、特に男性(65%)が多い。
次いで多いのは「介護など親の面倒をみた子どもに多く分けたい」(34%)。



資産が残った場合に子どもにどのように配分したいか、といった資産の配分方法について、複数の子どもの持つ人に尋ねました。

その結果、「ほぼ均等に分けたい」(57.6%)が過半数と最も多く、次いで「介護など親の面倒をみた子どもに多く分けたい」(34.1%)が約3分の1でした。それに対して、「家業などを継いだ子どもに多く分けたい」(4.5%)は少数でした。

性別にみると、男性では相対的に「ほぼ均等に分けたい」(65.6%)が多く、反対に女性では「介護など親の面倒をみた子どもに多く分けたい」(39.0%)が多くなっています。また、「家業などを継いだ子どもに多く分けたい」では、わずかながら男性の方が多くことがみてとれます。

子どもの同居・非同居別にみると、「子ども非同居」では「ほぼ均等に分けたい」が61.4%と、「子ども同居」(53.1%)に比べて多いことがわかりました。これらから、戦略的に子ども間で差をつけた相続を考えていることがうかがわれます。

夫の職業別にみると、「自営業・自由業、農業」では、「家業などを継いだ子どもに多く分けたい」(9.8%)が「正規従業員」(5.4%)よりも多く、約1割に達すると同時に、「介護など親の面倒をみた子どもに多く分けたい」(41.2%)も多い結果になりました。これに対して、「正規従業員」では、「ほぼ均等に分けたい」(61.3%)が非常に多く、淡泊な相続意識を持っていることがみてとれます。

《研究員のコメント》

家計が保有する金融資産は約 1,500 兆円とされています。しかし、この金融資産の多くが高齢者に集中している一方で、高齢者の消費が活発ではないところから、こうした資産がわが国経済全体の中で有効に機能していないことが問題視されています。

こうした資産は生前贈与と遺産相続という形で次世代に移転していきますが、このような巨額の資産が次世代に移転していく実態はあまり明らかにはされていません。本調査研究は、特に遺産相続という面に焦点を当てて実態を調査することを目的としました。

親が死亡したときの遺産をどの程度相続したかという視点からみると、父親死亡時、母親死亡時とも、なんらかの相続を受けた人の割合は2割強と必ずしも多くはありませんでした。

父親が死亡したときに居住用不動産を相続した人の割合は、男性が女性を大きく上回っていましたが、母親が死亡したときの金融資産においては、相続した人の割合と相続金額、どちらとも女性の方が男性を大きく上回っていました。これらから、母親に対しては、娘の方が老後の面倒をみたりケアする機会が多いことから、その見返りとして相続した人の割合が高まっているのかもしれない。

個人の金融資産の大きさを説明する要因として、親からの遺産、特に、男性の場合は父親からの遺産額が、女性の場合は母親からの遺産額があげられます。また、女性の場合はこれに加え、死別した夫からの遺産も影響が大きく、金融資産には結婚状況も大きな影響を与えるといえます。

今回の調査結果からは、相続した遺産の効果もあって、中高年女性の金融資産の個人保有額は大きいことがわかりました。夫婦であってもそれぞれが個人の金融資産を保有している姿がみてとれ、さらに、子どもへの遺産の相続方法も、夫、妻それぞれが自分の資産の配分方法を考えていました。遺産相続に関しては、これまでは家計の資産の相続を分析対象としてきましたが、相続はあくまでも個人の資産を相続するものであることから、今後の研究においては、家計よりも個人に焦点を当てた研究が必要とされるでしょう。

子どもへの資産の残し方に左右する遺産動機には、本来2つの軸が考えられます。一つは資産を子どものために残そうとするのか、あるいは自分で使ってしまうかという軸、もう一つは残った場合の資産の配分を特定の子どもの多く（全部）配分するのか、あるいは均等に配分するのかという軸です。今回の調査結果では、前者の軸では「資産は生きているうちに適度に使い、残った分を子どもたちに遺産相続させたい」という意識が 75.3%を占め、後者の軸では「ほぼ均等に分けたい」が 57.6%、「介護など親の面倒をみた子どもに多く分けたい」が 34.1%と分かれました。これまでのモデルでは、この両者の軸を完全に充たしているとはいえないため、今後はより統合的な遺産相続モデルの構築が望まれます。

(研究開発室 主席研究員 鈴木 征男)